

## 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の概要 (消費税の税率の引上げに伴う賃金総額の計算の特例についての暫定措置)

### 1. 改正の趣旨・内容

#### ○ 請負による建設の事業における労働保険料徴収の仕組み

請負による建設の事業については、元請負人が全体の事業についての事業主として、工事全体の保険料の納付等の義務を負うこととなっている（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号。以下「徴収法」という。）第 8 条第 1 項）。

また、建設の事業については、数次の請負によって行われるのが常態であるため、元請負人がその工事全体の支払い賃金総額を正確に把握することが困難な場合があることから、特例として元請負人が請け負った工事全体の請負金額に労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和 47 年労働省令第 8 号。以下「徴収則」という。）別表第 2 に掲げる率（以下「労務費率」という。）を乗じて得た額を賃金総額として労働保険の保険料額を算定することとされている（徴収法第 11 条第 3 項、徴収則第 12 条及び第 13 条）。

なお、労務費率は、労災保険の料率改定と併せて 3 年に一度、見直されてきており、直近では平成 24 年 4 月 1 日に改定が行われたところ。

#### ○ 消費税の引き上げに伴い生じる問題点

平成 26 年 4 月 1 日に消費税率（地方消費税率を含む。以下同じ）が 5% から 8% に引き上げられた場合、工事の請負金額に対し消費税率は 8% が適用されることとなるが、現在の労務費率は 5% の消費税率を前提としているため、実質的に賃金総額に変更がない場合であっても、保険料の計算上、賃金総額が増額されるという不都合が生じる。

他方、労務費率の改定に当たっては、請負金額に占める賃金の割合の実態調査（労務費率調査）を行い、その結果に基づいて各業種の労務費率を決定する必要があるところ、現時点においては、消費税率の引上げが賃金総額等に与える影響は未知数であることから、消費税率の引上げに併せて労務費率を改定することができない。

このため、新消費税率を踏まえた新たな労務費率が設定されるまでの間、暫定的に、請負による建設の事業であって労働保険の保険料額の算定に当たり、請負金額に労務費率を乗じて得た額を賃金総額とするものについては、賃金総額の算定に際して、請負金額に 108 分の 105 を乗じて得た額に、現行の労務費率を乗ずることにより、保険料の計算上、賃金総額が増額されないようにすることが必要となる。

なお、平成 9 年に消費税率が 3% から 5% に引きあげられた際にも、同様の暫定措置を講じているところ。

### 2. 公布時期

平成 26 年 3 月下旬（予定）

### 3. 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日（予定）